

専決処分した事件の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）  
第八条第一項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり訴えを提起  
したので、同条第二項の規定により報告する。

令和元年六月十七日

江戸川区長 齊藤 猛

## 訴えの提起調書(総括表)

債権の名称(担当部課)	訴訟物の価額	訴訟の件数
江戸川区三世代同居住宅資金貸付金 (福祉部福祉推進課)	4,742,262 円	1 件
合 計	4,742,262 円	1 件

## 訴えの提起調書

債権の名称 江戸川区三世代同居住宅資金貸付金  
 担当部課 福祉部福祉推進課

番号	訴訟物の価額	専決処分日	訴えの内容				
			裁判所及び事件番号	訴えの提起日	債権発生日	貸付金額	当事者
1	4,742,262 円	平成30年12月17日	東京地方裁判所 平成31年(ワ)第1233号	平成31年1月22日	平成14年11月19日	6,500,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者) 被告 江戸川区民 (連帯債務者)
計	4,742,262 円	/	/	/	/	/	/